

元海兵隊の米軍属による女性遺体遺棄事件への抗議決議

「基地あるが故の犯罪」が沖縄県でまたも発生した。

4月下旬から行方不明となっていたうるま市の女性が遺体で発見され、元海兵隊員の米軍属が遺体遺棄容疑で逮捕されるという凶悪事件は沖縄県民に恐怖と衝撃を与えている。

元海兵隊員の米軍属によるこのような蛮行は、沖縄県民の生命をないがしろにするものであり、断じて許されるものではない。遺族の悔しさ悲しみははかり知れず、沖縄県民からは激しい怒りの声が噴出しているのは当然である。

沖縄県民はこれまで、米軍人・軍属による事件・事故が発生するたびに抗議し、米軍に対し再発防止の徹底と綱紀粛正を強く求めてきた。ことし3月には那覇市で発生した米軍人による女性暴行事件に関する抗議決議や再発防止の声が上がったばかりである。それにもかかわらず、このような痛ましい事件が起こり、その後も女性兵士の飲酒による一方通行を逆走しての追突事故が連続したことは極めて遺憾であり、米軍における再発防止への取り組みや軍人・軍属等に対する教育等の実効性に疑問を抱かざるを得ない。

よって、本市議会は、政府及び米国政府に対し、女性の尊厳を根底から破壊する今回の米軍属による女性遺体遺棄事件に関し、怒りを込めて厳重に抗議するとともに、沖縄県民を初め全ての国民の生命・人権・財産を守る立場から、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要求する。

記

- 1 日米両政府は、遺族及び沖縄県民に対して改めて謝罪し、完全な補償を行うこと。
- 2 日米首脳において沖縄の基地問題、米軍人・軍属等の犯罪を根絶するための対応を協議すること。
- 3 普天間飛行場を閉鎖・撤去するとともに県内移設を断念すること。
- 4 在沖米海兵隊の撤退及び米軍基地の大幅な整理・縮小を図ること。
- 5 米軍人等の特権的に扱う身柄引き渡し条項を含む日米地位協定の抜本改定を行うこと。
- 6 米軍人・軍属による凶悪事件発生時には、訓練と民間地域への立ち入り及び米軍車両の進入について一定期間禁止する措置を講じること。

上記、決議する。

平成28年6月30日

三 鷹 市 議 会